

議案第28号

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、区立幼稚園の保育料の限度額を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和43年葛飾区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「葛飾区立幼稚園」を「区立幼稚園」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 区立幼稚園 葛飾区立学校設置に関する条例（昭和31年葛飾区条例第14号）別表4の部に規定する葛飾区立幼稚園をいう。
- ② 支給認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- ③ 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- ④ 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育（法第7条第2項に規定する教育に限る。）をいう。
- ⑤ 支給認定教育・保育 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育（法第7条第2項に規定する教育に限る。）をいう。
- ⑥ 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。

第4条を第9条とし、第3条の見出し中「保育料等」を「区立幼稚園保育料等」に改め、

同条中「葛飾区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に、「入園料及び保育料」を「区立幼稚園保育料等」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の5条を加える。

（区立幼稚園入園申請手数料）

第3条 葛飾区教育委員会（以下「委員会」という。）は、支給認定子どもの区立幼稚園への入園の承認をしたときは、当該承認を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、2,000円を超えない範囲内で葛飾区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める額の手数料（以下「区立幼稚園入園申請手数料」という。）を徴収するものとする。

（区立幼稚園支給認定教育・保育保育料等）

第4条 区立幼稚園における支給認定教育・保育に係る使用料（以下「区立幼稚園支給認定教育・保育使用料」という。）の額は、1月につき、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。

2 委員会は、区立幼稚園において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1月につき、9,800円を超えない範囲内で委員会規則で定める額の保育料（以下「区立幼稚園支給認定教育・保育保育料」という。）を徴収するものとする。

（区立幼稚園緊急等教育保育料等）

第5条 区立幼稚園における法第28条第1項第1号に掲げる場合に行う特定教育・保育に係る使用料（以下「区立幼稚園緊急等教育使用料」という。）の額は、1月につき、法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）とする。

2 委員会は、区立幼稚園において、法第28条第1項第1号に掲げる場合に係る特定教育・保育を行ったときは、当該特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1月につき、9,800円を超えない範囲内で委員会規則で定める額の保育料（以下「区立幼稚園緊急等教育保育料」という。）を徴収するものとする。

（区立幼稚園特別利用教育保育料等）

第6条 区立幼稚園における特別利用教育に係る使用料の額は、1月につき、法第28条第

2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）とする。

- 2 委員会は、区立幼稚園において、特別利用教育を行ったときは、当該特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者から、1 月につき、9,800円を超えない範囲内で委員会規則で定める額の保育料（以下「区立幼稚園特別利用教育保育料」という。）を徴収するものとする。

（区立幼稚園保育料等の減免）

第 7 条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、委員会規則で定めるところにより、区立幼稚園入園申請手数料、区立幼稚園支給認定教育・保育保育料、区立幼稚園緊急等教育保育料及び区立幼稚園特別利用教育保育料（以下「区立幼稚園保育料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の 2 項を加える。

（経過措置）

- 2 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 9 条の規定の適用がある間、区立幼稚園支給認定教育・保育使用料の額は、同条第 1 項第 1 号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）に同号ロに掲げる額を加えた額とする。
- 3 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、法附則第 9 条の規定の適用がある間、区立幼稚園緊急等教育使用料の額は、同条第 1 項第 2 号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）に同号イ(2)に掲げる額を加えた額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第 4 条第 2 項に規定する保育料の徴収の準備その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。